

福井市認知症地域づくり支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人やその家族を支援する者のネットワークの形成や、認知症の人やその家族が生きがいをもって社会参加活動ができる体制の整備等を目的に実施する福井市認知症地域づくり支援事業に要する経費に対して補助金を交付するものとし、その交付に関して、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 この補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たす団体とする。

- （1）福井市内に事業所または活動拠点を有する団体であること。
- （2）宗教や政治を主たる目的として活動する団体や、福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- （3）地域の各種研修会等において取組事例発表や活動事例集等の作成等、自ら積極的に活動を広める広報活動を行う団体であること。
- （4）事業を着実に実行することができ、適切な事業運営が確保できると市長が認める団体であること。

（交付対象事業）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は次に掲げる事業とする。

- （1）オレンジカフェ（認知症カフェ）の運営
 - （2）認知症の人と家族への一体的支援の実施
 - （3）地域住民等に対する認知症に関するフォーラム、ワークショップ等の開催
 - （4）地域住民等と認知症の人との交流イベントの開催
 - （5）地域住民等との徘徊模擬訓練の実施
 - （6）その他認知症に関する地域の課題に対応するための活動で、市長が特に必要と認めるもの
- 2 前項第1号に掲げる事業は福井市オレンジカフェ運営事業実施要領、第2号に掲げる事業は福井市認知症の人と家族への一体的支援事業実施要領に定める事項を実施する場合に補助金の交付対象とする。

（補助対象経費）

第4条 この補助金の対象とする経費は、第3条に掲げる事業に要する経費で、別表に定める経費とする。

（補助金の額）

- 第5条 市長は、第3条に掲げる事業に対し、毎年度予算の範囲において補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の額は、補助事業に要する経費の合計額から収入金額を控除した額のうち、別表に定める額を限度とする。
 - 3 補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、福井市認知症地域づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、次の書類を添付して、事業着手前に市長に提出しなければならない。

- （1）実施計画書（様式第1号の1）

- (2) 収支予算書（様式第1号の2）
- (3) 団体の概要・活動内容が分かる書類
- (4) 団体の寄付行為・定款・規約又はこれらに準ずるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に定める書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

（補助金の審査）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請書を受理したときは、補助金の交付の適否及び補助金の額について審査するものとする。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、審査の結果を福井市認知症地域づくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は福井市認知症地域づくり支援事業補助金交付却下通知書（様式第3号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払い）

第9条 市長は、必要があると認められたときは、交付決定額の範囲内において概算払いとして交付決定額の8割を交付し、事業完了時の決算額のうち、すでに交付した金額を差引精算する。

（補助事業の変更）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、あらかじめ福井市認知症地域づくり支援事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、事業終了後30日以内に、次の書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（様式第5号の1）
- (2) 収支決算書（様式第5号の2）
- (3) 実施事業の詳細が分かる資料（実施事業の写真、パンフレット等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福井市認知症地域づくり支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、福井市認知症地域づくり支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 請求書には、交付額の確定通知書の写しを添付しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者に対し、交付決定の全部又は一部の取り消し、若しくは返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の決定、若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 書類の記載事項が事実と相違するとき。

(3) 前各号のほか不正の事実が認められるとき。

(立入検査等)

第15条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができるものとする。

(関係書類の整理等)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(要綱の見直し)

第17条 この要綱に基づく福井市認知症地域づくり支援事業補助金については、概ね3会計年度ごとに、実施状況、財政事情その他の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づき、必要な見直し等の措置を講じるものとする。

(留意事項)

第18条 この事業を運営するにあたり、以下の点に留意すること。

- (1) 個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及びその家族の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 茶菓等を提供する際には衛生管理に留意すること。
- (3) 第3条に掲げる事業の実施にあたっては、周知を積極的に行うこと。
- (4) 本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区別すること。

(その他)

第19条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）
（補助対象となる経費の内訳）

経費名	内容	年度内上限額(注1)	年度内上限額(注2)
①謝金	教室等の講師派遣、ボランティア交通費等	開催回数に応じて 5,000円×開催回数 ※48回以上開催した場合は240,000円とする。	・補助交付初年度 80,000円 ・補助交付2年度目以降 45,000円
②食糧費	事業運営に要するお茶、食料料費等 ※食事、酒類、スタッフ会議に要する経費等は対象外		
③需用費	事務費、消耗品費、教材費等 ※レクレーション材料費 ※周知用チラシ、案内 ※認知症に関する講座等開催費		
④役務費	保険料 ※ボランティア保険 通信費		
⑤使用料及び賃借料	会場の賃借料、機材の借り上げ費用等 ※不要の場合は計上しない	60,000円	

注1 第3条第1項第1号に掲げる事業にかかる上限額

注2 第3条第1項第2号から第7号に掲げる事業にかかる上限額

※上記に当てはまらない費用については、事前に市と協議すること。